

**記入例
(更地譲渡)**

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 **茨木市駅前三丁目8番13号**

氏名 **茨木 一郎**

住民票に記載の住所を
ご記入ください。

電話 **072-655-2755**

相続人が複数の場合、
「被相続人居住用家屋等確認申請書」及び「提出書類」を
それぞれご用意していただく必要があります。
同時にご提出される場合に限り、添付書類は、1人が
原本であれば、それ以外の人はコピーでもかまいません。

付
敷

「除却又は滅失の時まで事業の用、貸
借措置法第35条第3項第2号イ)、当該
居住の用に供されていたことがないこ
と」(同号ロ)及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されて
いたことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相
続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で
定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居
住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定
事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」とい
う。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外
に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居
住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる
直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること
(※1) 通知における特定事由と同

申請被相続人居住用家屋及 その敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	① 茨木市駅前四丁目72-2		③...登記簿の取壊し日 (未登記の場合は解体工事の請負 契約書等の解体日等) (必ず⑥譲渡日より前の日付)
申請被相続人居住用家屋の建 築年月日(※4)	② 昭和50年4月1日	家屋の取壊し、 除却又は滅失の日 (※5)	③ 令和3年3月3日
被相続人の氏名及び住所	(住所) ④ 茨木市駅前四丁目6番16号	(氏名) 茨木 花子	④⑤...住民票除票の住所と氏名及び死亡日 申請者から みた続柄 母
相続開始日 (被相続人の死亡日)	⑤ 令和元年5月9日	譲渡日 (※6)	⑥ 令和3年4月1日
申請被相続人居住用家屋又はそ の敷地等の取得をした他の相続 人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等 (住所) ⑦ 茨木市東野々宮14番1号 (氏名) 茨木 次郎	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等 (住所) ⑧ 茨木市泉原332番3号 (氏名) 茨木 三郎	⑥...敷地等を相手方に引渡した日 ⑦⑧...申請者以外に家屋等を取得した 相続人がいる場合は、その方の 住民票に記載の住所と氏名

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。
(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。
(※5) 申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等)を記載する。
(※6) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	記入不要(茨木市で記入します)	印
確認を行った市区町村長		